

令和3年

桑折町農業委員会会議録

第6回総会

令和3年6月15日

桑折町農業委員会

桑折町農業委員会総会

1. 日 時 令和3年6月15日 午後2時12分

2. 場 所 桑折町役場 大会議室

3. 応召委員 次のとおりです。

1 古川 清	2 蓬田 浩幸
3 氏家 浩	4 浅野 国英
5 朽木 泰男	6 高橋 貢
7 佐藤 親	8 小野 策七
9 佐藤 徳雄	10 浅尾 日出夫

4. 本日の議事に参加した委員は、上記応召委員10名です。

5. 総会日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

議案第15号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定によ
る農用地利用配分計画の決定について

6. 本日の会議に出席した農業委員会事務局職員は次のとおりです。

事務局長	八 卷 靖 之
係 長	松 原 義 行
主任主査	鈴 木 克 仁

7. 本会議開会宣言

(桑折町農業委員会会議規則により会長が議長となる)

会 長

ただ今から令和3年第6回総会を開会いたします。

本日の出席委員は10名中10名です。在任する委員の過半数が出席しており、桑折町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立しております。

まず、総会日程第1の議事録署名委員を指名いたします。

桑折町農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

(異議なし)

会 長

それでは議事録署名委員を指名いたします。

5番 朽木 泰男 委員

6番 高橋 貢 委員 を指名いたします。

会 長

それでは、総会日程第2の議案第13号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第13号、農地法第3条 整理番号1を朗読後、説明】

詳細につきましては、議案書・農地法第3条調査書及び協議会で説明したとおりです。整理番号1については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長

ただいまの説明に関連して、地区担当である 亀岡 範彦 推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

亀岡委員

整理番号1について、現地を確認してきました。

申請地は、現在、これまで譲渡し人である義父とともに譲受人がともに桃を栽培しており、適正に耕作管理がされている農地であり、譲受け後も引き続き耕作する予定であります。

譲受人は妻とともに農業に従事しており、農作業に支障はありません。
今回、本件の権利取得により、将来にわたり継続して耕作するとして
おり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はな
いものと思います。

会 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方
は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決
いたします。

議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手
をお願いします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、議案第13号は、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第14号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定
による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務
局に内容の説明を求めます。

事務局 【議案第14号、農業経営基盤強化促進法 整理番号2から14（所有
権移転）朗読後、説明】

以上、桑折町長から計画の決定を求められた案件です。現地調査の結
果、計画の内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の
各要件を満たしていると考えます。

会 長 ただいまの説明に関連して、整理番号2について、地区担当である 横
山 正春 推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いし
ます。

横山委員

整理番号2について、現地を確認してきました。

申請地は、譲受人が畑として維持管理していくということで整地されております。同一地区内に農地を集積することとなるため、効率性の向上と経営規模の拡大が図られると思われます。

また、本件の権利取得による周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保も、支障はないと考えます。

会 長

ありがとうございました。続いて、整理番号3、4、12、14について、地区担当である 亀岡 範彦 推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

亀岡委員

4件の現地を確認してきました。

まず、整理番号3と4について、申請地は、譲り受け人が借り受けている樹園地です。主に桃を栽培することで同一地区内に農地を集積することになります。

次に、整理番号12についてですが、申請地は譲り受け人が所有する農地に隣接する田で水稻を栽培することで同一地区内に農地を集積することになります。

最後に、整理番号14についてですが、整理番号12同様、申請地は譲り受け人が所有する農地に隣接する田で水稻を栽培することで同一地区内に農地を集積することになります。

4件とも、効率性の向上と経営規模の拡大が図られると思われます。また、本件の権利取得による周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保も利用目的のとおり維持管理していくということなので、支障はないと考えます。

会 長

ありがとうございました。続いて、整理番号5、6、8、9、10、11、13について、地区担当である 岡崎 明 推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

岡崎委員

7件の現地を確認してきました。

まず、整理番号5と6の交換について、申請地は、それぞれ譲り受け人が借り受けている畑と田です。共に、自身が所有する農地に隣接しており、同一地区内に農地を集積することになります。

次に、整理番号8と9についてですが、申請地はいずれも休耕地で譲り受け人が所有する農地に隣接しており、花木を栽培することで同一地区内に農地を集積することになります。

次に、整理番号10についてですが、申請地は譲り受け人が所有する農地に隣接する畑で桃を栽培することで同一地区内に農地を集積することになります。

次に、整理番号11についてですが、申請地は譲り受け人が所有する農地に隣接する畑で野菜を栽培することで同一地区内に農地を集積することになります。

最後に整理番号13についてですが、申請地は譲り受け人が所有する農地に隣接する畑で桃を栽培することで同一地区内に農地を集積することになります。

7件とも、効率性の向上と経営規模の拡大が図られると思われます。また、本件の権利の取得による周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保も利用目的のとおり維持管理していくということなので、支障はないと考えます。

会 長

ありがとうございました。最後に、整理番号7について、地区担当である 浅野 隆良 推進委員 から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

浅野委員

整理番号7について、現地を確認してきました。

申請地は、譲り受け人が所有する農地に隣接している田で、水稻を栽培することで同一地区内に農地を集積することになるため、効率性の向上と経営規模の拡大が図られると思われます。

また、本件の権利取得による周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保も田として維持管理していくということなので、支障はな

いと考えます。

会 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、議案第14号は原案とおり決定いたしました。
次に、議案第15号「農地中間管理事業推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局 **【議案第15号、農地中間管理事業の推進に関する法律 整理番号15
(配分計画) 朗読後、説明】**

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

会 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第15号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第15号は、原案のとおり決定いたしました。
以上を持ちまして、6月総会に提出されました案件は全部終了いたしました。

令和3年第6回総会を閉会いたします。

閉 会 (午後2時25分)

上記会議の経過を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年6月15日

桑折町農業委員会会長

桑折町農業委員会議事録署名人

桑折町農業委員会議事録署名人